

新・世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その三)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

これまで二回に及ぶ普遍的定期審査（UPR）でさまざまな勧告を受けた日本は、第三回UPRまでに人権の分野でどのような進捗を示したのであるか。

二〇一七年一月一日の対日審査に先立ち、岡村善文政府代表（人権担当大使）は、日本が対話と協力を基本理念とするUPR制度を重視し、二〇一二年の第二回審査で、計一二五の勧告のフォローアップを受け入れたことを明らかにした。同時に、この五年の間で、四つの人権関連条約を締結したことが報告された。

具体的には、二〇一四年一月に、障害者権利条約と国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条

約）を、二〇一七年七月には国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）および人身取引議定書を日本は締結した。こうした条約締結に伴う国内実施のために、日本は二〇一六年四月に障害者差別解消法を施行し、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定した。二〇一六年は、日本にとっていわゆる人権三法と呼ばれるヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が成立した重要な年である。

これら人権三法は、罰則規定のない理念法の性格をもつ。たとえば、ヘイトスピーチ解消法は、その第三条で、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」との基本理念を定めているにすぎない。また、部落差別解消法も、その第二条で、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」との基本理

念を定めているにすぎない。被差別者の差別されない権利ではなく、国民の理解の増進として問題が捉えられ、差別禁止に踏み込んでいない。

現在、国会でLGBTQなど性的少数者を巡る議論が活発化している。欧州連合（EU）は、二〇〇〇年に制定した基本権憲章で「性的指向などを理由とする差別の禁止」を明記している。他方、日本では、超党派でまとめられた「性的指向または性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（LGBT理解増進法案）」について、第九条の条文の表題に「行政機関等における性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止」が用いられていることに与党の反発があるとされ、成立の見通しは明らかではない。しかし、第九条の規定そのものは、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向又は性自認を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定するに止まっている。理念法であることは、第一条で「この法律は、全ての国民が、その性的指向又は性自認にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政

機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めることにより、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資することを目的とする」との規定に明らかである。

岸田文雄総理は、二月一七日にLGBT当事者と面談し、荒井勝喜前総理秘書官の差別的発言（たとえば、「見るのも嫌だ」との発言）をお詫びした。しかし、お詫びに止まらず、当事者の思いが法律案に反映されるよう努力していただきたい。障害者差別解消法第九条第二項は、国等職員対応要領として、「国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定する。地方公共団体等職員対応要領第一〇条も同じ内容である。これらの規定は、「私たち抜きに私たちのことを決めるな」という障害者権利条約の精神が反映されており、趣旨の規定をLGBTの関連法の際には盛り込んでもらいたい。

なお、次号では第三回UPPRの内容をご紹介します。